

臨時用給水の支払いに関するお知らせ

和泉市上下水道部 水道施設室

平素は、当市水道事業に多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
これまでは、臨時用給水の開始前に予納金(前納金)を納めていただき、使用水量に応じて予納金から料金の引き落としを行っていましたが、令和8年10月1日申込分(臨時用給水使用申請書)より、予納金をいただくことなく、使用水量の料金を請求します。
※令和8年9月30日以前の申込分につきましては、変更前の請求となります。

●申請の流れ

【令和8年9月30日まで】

臨時使用申込⇒予納金納付⇒臨時開始⇒使用中(検針)⇒臨時休止⇒精算(還付)

【令和8年10月1日から】

臨時使用申込⇒臨時開始⇒使用中(検針&2ヶ月毎請求)⇒臨時休止⇒精算(最終請求)

令和8年10月1日からの取扱いについて

※使用期間中は2か月ごとに検針し、料金の請求をいたします。

※臨時用給水使用の申請については、従来どおり「臨時用給水使用申込書」の提出が必要です。

※令和8年9月30日以前にお支払済みの予納金については、変更前の取り扱いと同様に「臨時用給水使用休止届兼予納金還付請求書」の提出にて還付いたします。

【お問い合わせ】

和泉市上下水道部
水道施設室 水運用管理担当
TEL : 0725-99-8151(直通)